

鳴海住宅電気工事（第4工区）

図面番号	図面名称	縮尺
0	図面目録	—
1	電気工事特記仕様書 1／3	—
2	電気工事特記仕様書 2／3	—
3	電気工事特記仕様書 3／3	—
4	配置図	1/200
5	分電盤結線図	—
6	照明器具姿図・住戸分電盤結線図	—
7	幹線・動力設備・系統図	—
8	幹線・動力設備 1階平面図	1/100
9	幹線・動力設備 2～6階平面図	1/100
10	幹線・動力設備 7階平面図	1/100
11	電灯設備 系統図	1/100
12	電灯設備 1階平面図	1/100
13	電灯設備 2～6階平面図	1/100
14	電灯設備 7階平面図	1/100
15	電話設備 系統図	—
16	T V設備 系統図	—
17	弱電設備 1階平面図	1/100
18	弱電設備 2～6階平面図	1/100
19	弱電設備 7階平面図	1/100
20	2DKタイプ 平面詳細図	1/30
21	3DKタイプ 平面詳細図	1/30
22	インターホン設備 系統図	—
23	自火報・雷保護設備 系統図	—
24	自火報・雷保護設備 1階平面図	1/100
25	自火報・雷保護設備 2～6階平面図	1/100
26	自火報・雷保護設備 7～R階平面図	1/100
27	雷保護設備 東立面図・機器詳細図	1/100
28	雷保護設備 南立面図	1/100
29	MB詳細図	—

愛知県建設部建築局公営住宅課

工事(積算)番号 H28Q12J00820

課長	主幹	課長補佐	主任主査	担当

項目	特記事項
【電気設備工事】	■総則編 1章 一般共通事項■
1.1.1 共通仕様書の適用範囲	A. この特記事項以外は下記に準拠する。ただし、本工事に関係のない項目は適用しない。 1) 愛知県財務規則 2) 工事請負契約書 3) 公共住宅事業者等連絡協議会編集 公共住宅建設工事共通仕様書（平成25年度版） 4) 関係法令及び諸工事基準 5) 愛知県建築工事品質管理要領 なお、公共住宅建設工事共通仕様書で監督職員とあるものは、監督職員と読みかえる。この監督職員は、工事監理業務を委託して行わせた場合にあっては、工事監理業務の受注者が選任した者を含むものとする。 B. 特記事項は、○印のついたものを適用する。○印のない場合は、※印のついたものを適用する。 ○印と、○で囲まれた※印のある場合は、共に適用する。 C. 本工事に使用する資材は、「電気設備工事指定資材」による。
1.1.3 設計図書の適用	* 設計図書の優先順位は、次の1)から5)までの順番のとおりとする。 1) 質問回答書（2）から5）に対するもの 2) 現場説明書 3) 特記仕様書 4) 図面 5) 公共住宅建設工事共通仕様書（「機材の品質・性能基準」を含む。）
1.1.5 疑義に対する協議等	* 設計図書に関する疑義は、原則として、入札執行前に質問書の提出によって確かめる。 * 設計図書について監督職員と協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定によるほか、「愛知県建設部設計変更事務取扱要領」（平成28年4月1日適用）に定めるところによる。 (http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gijyutsu/H28sekkeihehnnkouyouryou.pdf)
1.1.10 工事実績情報の登録	* 請負代金額が500万円以上の工事は、（財）日本建設情報総合センター（JACIC）の工事実績情報システム（CORINS）に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を（JACICの様式「登録のための確認のお願い」に従って）受けた上、行う。（受注時、変更時、竣工時）また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。
1.2.1 施工管理	* 主任技術者・監理技術者の設置その他の主任技術者・監理技術者に関する制度の運用については、「監理技術者制度運用マニュアル」（平成16年3月1日付け国総建第318号国土交通省総合政策局建設業課長通知）によるものとする。
1.2.5 電気保安技術者	* 適用する ※適用しない
1.2.14 発生材の処理等	1. 大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること。 2. 発注者に引渡しを要するもの：PCBを使用している機器材料 特別管理産業廃棄物：・有（処理方法：） ※ 無 現場において再利用を図るもの： A. 引渡しを要するものは、監督職員の指示する場所に整理し、リスト表を作成し、監督職員に引渡す。 * 引渡しを要しないものは、すべて場外に搬出し、関係法規に従い適正に処理する。 * 次の物品はP C B の混入が疑われるため、専門の分析機関に依頼し、その有無を確認する。 昭和47年以前の建築物：ポリサルファイド（チオコール）系コーティング 平成元年以前の製造機器：蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、 変圧器、（絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のものは対象外） 上記以外においても、P C B 混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。
引渡し等	B. 解体材、発生材等の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、その他、関係法令の規定を遵守し、「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」（以下「リサイクルガイドライン」という。 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle.html を参照。）に基づき適正に行う。 * 施工計画書に添えて（工事完了時に）、「リサイクルガイドライン」により次の計画書（実施書）を監督職員に提出する。なお、1)と2)の実施書については電子データと併せて提出する。 1) 再生資源利用計画書（実施書）（CREDAS打ち出し様式1） 2) 再生資源利用促進計画書（実施書）（CREDAS打ち出し様式2） 3) 建設廃棄物処理計画書（実施書）（様式7） * マニフェスト集計表を作成し、監督職員に提出する。また、マニフェスト伝票は整理して保管し、必要に応じて検査員等に提示する。マニフェスト集計表は任意様式とし、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、廃棄物の内訳（tまたはm ³ ）、マニフェスト返却日（B2票、D票、E票）が記載され、受注者の社印を押したものとする。 * 本工事で発生する産業廃棄物のうち、愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物税が課されるので適正に取り扱うこと。
建設副産物	C. 工事に伴い発生する建設廃棄物のうち、次のものは適正に再資源化施設へ搬出する。 ※コンクリート塊 ※アスファルトコンクリート塊 ※建設発生木材 ・その他 [] * 以下の資料は次のHPから入手することができます。 ・愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱、様式 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle.html 、CREDAS打ち出し様式 http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/fukusanbutsu/credas/index.htm 、愛知県あいくる材率先利用方針、あいくる材認定資材一覧 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/shizai.html 、再資源化等報告書 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gijyutsu/kenchiku-tebiki23.pdf 、その他提出書類の様式等 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle_yoshiki.html
再資源化	D. 分別収集は、「リサイクルガイドライン」別表3の区分により実施する。 E. リサイクル資材の率先利用を図るために、「愛知県あいくる材率先利用方針」（ http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/top/unyou/sosennriyou.pdf を参照。）を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。 * 「愛知県あいくる材率先利用方針」第3のAAグループ及びAグループの認定資材を優先的に使用する。 あいくる材の指定があるものについて、それ以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。 * 工事完了時に、あいくる材の使用実績を「リサイクルガイドライン」に定める次の様式に記入し、電子データと共に監督職員に提出する。 1) あいくる材使用状況報告書（様式8） 2) あいくる材使用実績集約表（様式9） * あいくる材認定資材一覧、愛知県あいくる材率先利用方針、その他提出書類の様式等の資料は次のHPから入手することができます。 ・ http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/shizai.html ・ http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle_yoshiki.html
分別収集 再生資源の利用	F. 非飛散アスベスト建材の処分方法：・指定しない ※指定する（処分方法：） 2. 定置する足場、桟橋、リフト等の設置：※ 建築工事 ・ 本工事 ・ 別契約工事 足場：（幅：・0.9 ※ 1.2 m）手すり先行工法 * 工事で設置する足場については、「公共住宅建設工事共通仕様書（平成25年度版）」の総則編1.3.1足場、その他の2の規定にかかわらず、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省平成21年4月）に
1.3.1 足場、その他	

項目	特記事項			
1.3.4 監督職員事務所	より、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の（2）手すり据置き方式又は（3）手すり先行工法による足場方式により行うこと。 * 屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971（屋根工事用足場及び施工方法）に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等を設置する。 3. 仮囲い：・設置する ※設置しない 仮囲いの構造：※成型鋼板（H=3.0m） ・ 波型カラー鉄板（H=1.8m） 仮囲いの位置：図面による 4. 工事用道路、工事用水、排水及び特殊仮設： ・設ける ※設けない A. 規模：・10 ※20 • 35 • 65 • 100 m ² 程度 B. 標準仕上げ 1) 床：合板張り又はビニル床シート張り 2) 壁、天井：合板又はセッコウボード張り、合成樹脂エマルジョインペイント塗り C. 設備、備品等 監督職員の指示を受け、電灯、給排水その他の設備を設け、必要に応じて次の備品を置く。 1) 標準備品：机、いす、書棚、行事予定表、ゴム長靴、雨合羽、保護帽、懐中電灯、寒暖計、安全帯、衣類ロッカーア、受注者加入の電話子機、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具 2) 選択備品：・パソコン ・ プリンター ・ FAX * 監督職員事務所の電気、水道、ガス及び電話の使用料並びに便所の清掃料などは受注者の負担とする。			
1.3.5 受注者事務所その他	1. 建設に係る区域内に、受注者の仮設事務所、現場作業所及び仮設便所等を設置できる。設置する場所は、仮設建物の位置、規模及び設置期間について仮設計画図に記入の上、事前に監督職員の承諾を受ける。 3. 工事PR看板（愛知県建設部「PR看板設置要綱」による）：・設置する ※設置しない * 設置にあたっては「公営住宅建設工事に係るPR看板設置について」により、設置状況について報告書を監督職員に提出する。			
1.5.1 環境への配慮	A. 「愛知県公共建築グリーン整備基準」（平成19年版）： ※適用する（評価シートの作成：・する ○しない） ・適用しない B. 「愛知県環境物品等調達方針」（ http://www.pref.aichi.jp/0000009402.html を参照。）別記2（24）に掲げられた一般資材、建設機械等の選定に当たっては、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、品目ごとの判断の基準を満足するものを使用するものとする。			
1.5.2 機材の品質等	* 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足し、かつ価格が適正である場合には、県内産の優先使用に努めるものとする。			
1.8.1 工事の記録	A. 本工事は電子納品の対象工事とする。 B. 対象となる成果品の作成については、「愛知県電子納品運用ガイドライン（案）」及び「愛知県デジタル写真管理基準（案）」（ http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/ を参照。）に基づく。 C. 成果品の提出部数については、電子媒体（CD-R又はDVD-R）2部とする。 D. 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行なう。また、受注者は、検査時（中間検査、完了検査）に写真情報の閲覧機器を準備する。 E. その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、発注者、受注者協議の上、決定する。			
1.8.4 完成図その他	F. 工事写真の撮影時期、内容、枚数等は下記のとおりとする。 1) 着工前：工事に先立ち、敷地及び周辺の道路、建築物、工作物の現況を撮影する。 2) 工事中：①右図（参考図）に示す黒板に所定事項を明記し、工事の進捗状況を撮影記録すると共に、特に施工後隠れい又は埋設される部分は、被写体に幅広テープを添えて撮影する。 ②監督職員の指示により、適宜提出する。 3) 完成時：外部、内部ともカラーで撮影し、箇所、枚数は監督職員指示による。 ※ デジタルカメラの撮影素子の有効画素数は100万画素を標準とする。			
提出書類	A. 完成図の種類は次のとおりとし、工事完了前に、A1判又はA2判で作成し、監督職員に提出する。 1) 配置図 2) 平面図・求積図 3) その他 [] B. 次の図面をマイクロフィルムに撮り、ポリエステルベースA4判に拡大の上、監督職員に提出する。 1) 設計図（変更設計図を含む） 2) 完成図 C. 完成図のC A Dデータ ※提出する（・愛知県電子納品運用ガイドライン（案）に基づく ※監督職員との協議による） ・提出しない * 次の書類を監督職員に提出する。 1) 使用資材（機材）一覧 2) 建築工事事務の手引等によるもの * 保険の期間は、工事の目的物の引渡し日までとする。（特に定めのない限り契約上の完成期日経過後14日間とする。）保険の種類は「愛知県建築工事に係る火災保険等の加入方法」により、保険金受取人（被保険者）は受注者とする。 * 工事現場には次の図書を常備する。 公共住宅建設工事共通仕様書（平成25年度版）（「機材の品質・性能基準」を含む。） * この制度の趣旨に該当しない場合は、その旨を監督職員に文書により通知し承諾を得て、建設業共済組合への加入及び掛金収納書の提出を省くことができる。 * 下請契約を締結する場合においては、下請金額に関わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所（仮囲いなど）に掲示する。 * 本工事が、公共事業労務調査、共通費実態調査等の対象工事となった場合は必要な協力をすること。 * 本工事における木材利用状況に関する調査に協力すること。			
火災保険等				
常備図書				
建設業退職金共済制度				
施工体系図の掲示				
各種調査への協力				
		株式会社 ヤスクウラ設計	鳴海住宅電気工事（第4工区）	図面番号 No. 01
		一級建築士 登録番号 191563号 水野 豊秋 印	電気工事特記仕様書1／3	
		一級建築士 登録番号 第265392号 設備設計一級建築士登録番号 第2437号 山岸 章 印	検査 製図 設計 H28年3月 愛知県建設部建築局公営住宅課	

件名
名称
位置
工程
備考
撮影年月日

600年度

項目	特記事項
工事中の安全管理	* 工事中の建築物その他工作物又は施設については、東海地震注意情報が発表された場合、安全対策を講じた上で、原則として工事を中止する。
工事コスト調査の協力	* 本工事が低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、工事完了時に県が行なう工事コスト調査に協力しなければならない。なお、コスト調査における作業内容等については別途、監督職員の指示による。また、本工事の一部を下請けする場合は、下請負者についても工事コスト調査等の協力を得ること。
光熱水費 特定住宅瑕疵担保責任	* 施設管理開始までの電気、水道、ガス等の料金（基本料金を含む）は、協議の上、各工事受注者が負担すること。 * 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する法律」に基づく、保険への加入又は保証金の供託： ・要する ※要しない
工事費内明細書 騒音・振動対策	* 愛知県公共工事請負契約約款第3条第1項に規定する工事費内明細書の提出：・要する ※要しない * 「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達）」及び関連法規の規定を厳守し施工する。また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業（特定建設作業）及び下記に指定した建設機械については、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」（建設大臣告示）により指定された建設機械を使用する。 作業名： 建設機械名： 作業名： 建設機械名：
排出ガス対策型建設機械	* 排出ガス対策型建設機械の適用 ※ 有り ・ なし (対象機種：バックホウ、車輪式トラクターショベル、ブルドーザー、発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイルクレーン（いずれもディーゼルエンジン出力7.5～260kW）) (対象規制値：排出ガス対策型建設機械指定要領（国土交通省総合政策局）の別表1（1次基準値）)
貨物自動車等の車種規制	貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱 (http://www.pref.aichi.jp/kankyo/taiki-ka/car/yoko/faq/)
特定特殊自動車の燃料	* 工事場所が「自動車NOx・PM法」の規制対象地域内においては、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」（愛知県）に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用抑制に努めるものとする。 * 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守せらるものとする。
工事の下請負	* 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 2) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 3) 下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。 4) 下請負者が愛知県の競争入札参加資格者である場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中でないこと。 5) 下請負者は、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に掲げる排除措置の措置要件に該当しない者であること。 * 施工体制については「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き（案）」によること。 * 現場代理人においては、受注者との直接的な雇用関係があること。
施工体制 現場代理人	

■電気編 1章 一般共通事項■																																																																																																																																																																	
1.1.3 関連工事との取合い	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="6">工事区分</th> </tr> <tr> <th>建</th><th>電</th><th>給</th><th>ガ</th><th>外</th><th>汚水 処理 場</th> </tr> <tr> <th>機械用基礎</th><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>※</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排水水栓</td><td>※</td><td>※</td><td></td><td></td><td>※</td><td>※</td> </tr> <tr> <td>豎樋（横引き管共）</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>※</td> </tr> <tr> <td>プロアードレイン・ルーフドレイン</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>※</td> </tr> <tr> <td>照明器具穴明及び補強</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>化粧キヤビネット</td><td></td><td></td><td>※</td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>クーラー用スリーブ</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>居室・浴室・換気レジスター</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>杭頭処理及び補強</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>設備スリープ箱入り</td><td></td><td>※</td><td>※</td><td>※</td><td>※</td><td>※</td> </tr> <tr> <td>設備スリープ構造体補強</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>※</td> </tr> <tr> <td>設備スリープ防水処理</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>※</td> </tr> <tr> <td>水槽（高架、受水）架台</td><td>※</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td>※</td> </tr> <tr> <td>設備関係取合せ部内装穴明</td><td>※</td><td>※</td><td>※</td><td>※</td><td></td><td>※</td> </tr> <tr> <td>機械室床の穴明け及び穴埋め工事</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>※</td> </tr> <tr> <td>液面電極棒フロートスイッチ</td><td></td><td></td><td>※</td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>同上用リレー及び盤</td><td></td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>水道用集中検診配管配線</td><td></td><td></td><td>※</td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>同上結線及び調整</td><td></td><td></td><td>※</td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>エレベーター関連工事（建築）*1</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>エレベーター関連工事（建築）*2</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table> <p>この項目に該当しないもの及び明らかに区分されるものは別途協議する。 *1：昇降路築造工事、各階出入の穴開け工事、乗場関係機器取付後の出入口壁床仕上工事、ピット内防水工事及び排水設備工事のことをいう。 *2：動力用照明用の電源引込み工事及び結線工事昇降路ピット内点検用コンセント設備工事、昇降路の煙感知器設置工事、遠隔監視メンテナンス用電話配管・配線工事のことをいう。</p>	項目	工事区分						建	電	給	ガ	外	汚水 処理 場	機械用基礎	※					※	排水水栓	※	※			※	※	豎樋（横引き管共）	※					※	プロアードレイン・ルーフドレイン	※					※	照明器具穴明及び補強	※						化粧キヤビネット			※				クーラー用スリーブ	※						居室・浴室・換気レジスター	※						杭頭処理及び補強	※						設備スリープ箱入り		※	※	※	※	※	設備スリープ構造体補強	※					※	設備スリープ防水処理	※					※	水槽（高架、受水）架台	※	※				※	設備関係取合せ部内装穴明	※	※	※	※		※	機械室床の穴明け及び穴埋め工事	※					※	液面電極棒フロートスイッチ			※				同上用リレー及び盤		※					水道用集中検診配管配線			※				同上結線及び調整			※				エレベーター関連工事（建築）*1	※						エレベーター関連工事（建築）*2	※					
項目	工事区分																																																																																																																																																																
	建	電	給	ガ	外	汚水 処理 場																																																																																																																																																											
機械用基礎	※					※																																																																																																																																																											
排水水栓	※	※			※	※																																																																																																																																																											
豎樋（横引き管共）	※					※																																																																																																																																																											
プロアードレイン・ルーフドレイン	※					※																																																																																																																																																											
照明器具穴明及び補強	※																																																																																																																																																																
化粧キヤビネット			※																																																																																																																																																														
クーラー用スリーブ	※																																																																																																																																																																
居室・浴室・換気レジスター	※																																																																																																																																																																
杭頭処理及び補強	※																																																																																																																																																																
設備スリープ箱入り		※	※	※	※	※																																																																																																																																																											
設備スリープ構造体補強	※					※																																																																																																																																																											
設備スリープ防水処理	※					※																																																																																																																																																											
水槽（高架、受水）架台	※	※				※																																																																																																																																																											
設備関係取合せ部内装穴明	※	※	※	※		※																																																																																																																																																											
機械室床の穴明け及び穴埋め工事	※					※																																																																																																																																																											
液面電極棒フロートスイッチ			※																																																																																																																																																														
同上用リレー及び盤		※																																																																																																																																																															
水道用集中検診配管配線			※																																																																																																																																																														
同上結線及び調整			※																																																																																																																																																														
エレベーター関連工事（建築）*1	※																																																																																																																																																																
エレベーター関連工事（建築）*2	※																																																																																																																																																																
1.2.3 めっき	溶融亜鉛めっきの種別：※HDZ35・()																																																																																																																																																																
1.2.4 亜鉛めっき面の塗装工程	亜鉛めっきを施した鉄製材料の塗装：※塗装する（施設状態：・屋内の露出部 ・塗装しない ※屋外部） [1.2.4表による]																																																																																																																																																																
1.5.1 耐震処置	1. 設計用標準震度：()																																																																																																																																																																

項目	特記事項
<電線保護物類>	■電気編 2章 電力設備工事■
2.2.10 ケーブルラック	10. 亜鉛めっきを施した鉄製材料の塗装：※塗装する（施設状態：・屋内の露出部 ・塗装しない ※屋外部） [1.2.2表による]
<照明器具>	13. 照明用ポール・配線用遮断器内蔵・カットアウトスイッチ内蔵
2.4.4 構造一般	1. 屋内用キャビネット種別 ※鋼板・ステンレス鋼板 その他、特に腐食等を考慮すべき場所での使用：()
<分電盤・制御盤等>	7. 積算計器 檢定付き ※適用する・適用しない 8. 低圧用SPD クラスIの性能：() (JIS C 5381-1)
2.5.3 キャビネット	1. 電気自動車用普通充電装置 定格電圧（ 定格直流電圧（) 移報用の遠方監視用接点・設ける ※設けない
2.5.5 器具類	1. 換気扇及びウェザーカバーの形状、性能等：図面による 1. 接地端子箱の形式：図面による 2. 换気扇等
<電気自動車用充電装置>	2. 换気扇及びウェザーカバーの形状、性能等：図面による 1. 接地端子箱の形式：図面による 2. 换気扇等
2.7.1 一般事項	2.15.10 電線等の防火区画の貫通 防火区画を貫通する場合の措置：図面による
2.7.4 電力変換装置	2.24.2 パスダクト敷設 2.28.3 マンホール等の敷設
2.7.8 状態警報表示項目	2.28.4 管路等のふ設 2.28.5 ケーブルの敷設
<換気扇等>	2.28.5 ケーブルの敷設
2.8.1 換気扇	
2.14.1 接地端子箱	1. 接地端子箱の形式：図面による 2. 地中電線路（幹線等）：0.6m以上（車両その他の重量物の圧力を受けるおそれのある場合は1.2m以上） その他：0.3m以上
2.15.10 電線等の防火区画の貫通	3. 防火区画を貫通する場合の措置：図面による
2.24.2 パスダクト敷設	4. エキスパンションパスダクト：※設ける・設けない 1. マンホール、ハンドホールの構造及び性能：図面による 鉄蓋の構造及び性能：中耐重型（ただし、道路又は駐車場では重耐重型とする） 2. ふたの材質：鋳鉄製
2.28.3 マンホール等の敷設	6. 管と建物との接続部の防水鋲鉄管：※使用する・使用しない 7. 架空配線からの引込み：図面による 9. 地中配線（高圧及び低圧幹線以外）の標識シート等：※設置する・設置しない 11. 管路等の土かぶり：埋設深さは次のとおりとする 地中電線路（幹線等）：0.6m以上（車両その他の重量物の圧力を受けるおそれのある場合は1.2m以上） その他：0.3m以上
2.28.4 管路等のふ設	8. 埋設標の敷設：図面による
2.28.5 ケーブルの敷設	
	■電気編 3章 受変電設備工事■
3.2.2 構造一般	13. 部材へのめっき：・施す・施さない
3.2.3 キャビネット	1. 箱体：・鋼板・ステンレス鋼板 2. 腐食等を考慮すべき措置：図面による
3.2.5 盤内器具類	9. 積算計器検定付き：※適用する・適用しない 高圧スイッチギヤの形・CX形・CW形・PW形
<高圧スイッチギヤ>	3.3.2 構造一般 3.3.4 導電部 <低圧スイッチギヤ>
3.3.2 構造一般	定格電流（) 定格短時間耐電流（) 低圧スイッチギヤの形・CX形・CS形・CW形・FW形
3.3.4 導電部	定格電流（) 定格短時間耐電流（)
<高圧機器>	3.7.1 交流遮断器 3.7.3 高圧進相コンデンサ
3.7.1 交流遮断器	1.(6) 操作方式・手動ばね操作方式・電気操作方式（) 絶縁方式（)
3.7.3 高圧進相コンデンサ	直列リアクトル：・油入れ・モールド 最大許容電流：※3.7.4表による・()
3.7.4 直列リアクトル	3.7.8 高圧負荷開閉器 3.10.3 自家用電気室用付属品
3.7.8 高压負荷開閉器	避雷器（引込柱に設ける場合）：・内蔵する・内蔵しない 付属品（)
3.10.3 自家用電気室用付属品	
	■電気編 5章 発電設備工事■
5.1.3 関係法令等	2. 発電装置の運転時間（) 3. 排気ガス排出規制値（) 耐えるべき地震力（)
<一般事項>	4. 2節～4節 共通>
5.2.5 配電盤	1. 特に必要とする計器（5.2.5A表）：() 2. 保安装置（5.2.5D表）外部端子：・設ける・設けない 特記により適用する項目（5.2.5D表）：()
5.2.6 機器所属装置等	1. 適用機器：()
	株式会社 ヤスウラ設計 鳴海住宅電気工事（第4工区）
	一級建築士 登録番号 191563号 水野 豊秋 印
	縮尺 No. 02
	1. 設計用標準震度：()
	2. 電気自動車用普通充電装置 定格電圧（) 定格直流電圧（) 移報用の遠方監視用接点・設ける ※設けない
	3. 排気ガス排出規制値（) 耐えるべき地震力（)
	4. 2節～4節 共通>
	5. (2).5 配電盤
	6. エキスパンションパスダクト：※設ける・設けない 1. マンホール、ハンドホールの構造及び性能：図面による 鉄蓋の構造及び性能：中耐重型（ただし、道路又は駐車場では重耐重型とする） 2. ふたの材質：鋳鉄製
	7. 積算計器検定付き：※適用する・適用しない 高圧スイッチギヤの形・CX形・CW形・PW形
	8. 低圧スイッチギヤの形・CX形・CS形・CW形・FW形
	9. 地中配線（高圧及び低圧幹線以外）の標識シート等：※設置する・設置しない
	10. 亜鉛めっきを施した鉄製材料の塗装：※塗装する（施設状態：・屋内の露出部 ・塗装しない ※屋外部） [1.2.2表による]
	11. 管路等の土かぶり：埋設深さは次のとおりとする 地中電線路（幹線等）：0.6m以上（車両その他の重量物の圧力を受けるおそれのある場合は1.2m以上） その他：0.3m以上
	12. 電気自動車用普通充電装置 定格電圧（) 定格直流電圧（) 移報用の遠方監視用接点・設ける ※設けない
	13. 部材へのめっき：・施す・施さない
	14. 箱体：・鋼板・ステンレス鋼板 2. 腐食等を考慮すべき措置：図面による
	15. 積算計器検定付き：※適用する・適用しない 高圧スイッチギヤの形・CX形・CW形・PW形
	16. 低圧スイッチギヤの形・CX形・CS形・CW形・FW形
	17. 地中配線（高圧及び低圧幹線以外）の標識シート等：※設置する・設置しない
	18. 管路等の土かぶり：埋設深さは次のとおりとする 地中電線路（幹線等）：0.6m以上（車両その他の重量物の圧力を受けるおそれのある場合は1.2m以上） その他：0.3m以上
	19. 電気自動車用普通充電装置 定格電圧（) 定格直流電圧（) 移報用の遠方監視用接点・設ける ※設けない
	20. 部材へのめっき：・施す・施さない
	21. 箱体：・鋼板・ステンレス鋼板 2. 腐食等を考慮すべき措置：図面による
	22. 積算計器検定付き：※適用する・適用しない 高圧スイッチギヤの形・CX形・CW形・PW形
	23. 低圧スイッチギヤの形・CX形・CS形・CW形・FW形
	24. 地中配線（高圧及び低圧幹線以外）の標識シート等：※設置する・設置しない
	25. 管路等の土かぶり：埋設深さは次のとおりとする 地中電線路（幹線等）：0.6m以上（車両その他の重量物の圧力を受けるおそれのある場合は1.2m以上） その他：0.3m以上
	26. 電気自動車用普通充電装置 定格電圧（) 定格直流電圧（) 移報用の遠方監視用接点・設ける ※設けない
	27. 部材へのめっき：・施す・施さない
	28. 箱体：・鋼板・ステンレス鋼板 2. 腐食等を考慮すべき措置：図面による
	29. 積算計器検定付き：※適用する・適用しない 高圧スイッチギヤの形・CX形・CW形・PW形
	30. 低圧スイッチギヤの形・CX形・CS形・CW形・FW形
	31. 地中配線（高圧及び低圧幹線以外）の標識シート等：※設置する・設置しない
	32. 管路等の土かぶり：埋設深さは次のとおりとする 地中電線路（幹線等）：0.6m以上（車両その他の重量物の圧力を受けるおそれのある場合は1.2m以上） その他：0.3m以上
	33. 電気自動車用普通充電装置 定格電圧（) 定格直流電圧（) 移報用の遠方監視用接点・設ける ※設けない
	34. 部材へのめっき：・施す・施さない
	35. 箱体：・鋼板・ステンレス鋼板 2. 腐食等を考慮すべき措置：図面による
	36. 積算計器検定付き：※適用する・適用しない 高圧スイッチギヤの形・CX形・

項目	特記事項
5.(2).7 燃料等	燃料油：・軽油・原油 燃料ガス：・13A・12A
5.(2).8 配管材料等	1.配管材料：()
5.4.4 原動機	5.(1)(口)水冷式の冷却器：・設ける ※設けない
5.5.1 低騒音パッケージ発電 <太陽光発電装置>	3.パッケージ及び排気管からの騒音値：(dB(A) 以下)
5.8.1 一般事項	2.系統連系：※する・しない 3.自立運転：・行う ※行わない
5.8.2 太陽電池アレイ	2.公称出力：()
5.8.4 パワーコンディショナ <風力発電装置>	出力電気方式：・三相3線式・単相3線式・単相2線式 遠方監視用端子：・設ける・設けない
5.9.1 一般事項	2.定格出力20kW以上の発電装置：図面による 5.系統連系：・する・しない
5.9.2 風車発電装置	風車のスケール材質、形状等：図面による
5.9.3 制御盤	移報用の遠方監視用接点：・設ける ※設けない
5.14.1 機器の据付	耐風速：()
■電気編 6章 情報設備工事■	
6.2.1 電線類	分岐付きケーブル（構内ケーブル）：図面による
6.4.1 端子盤・機器収納ラック等	7.端子板及び集合保安器箱の形式（ ） 屋内用キャビネット：※鋼板・ステンレス鋼板
6.4.2 通信用S.P.D	カテゴリDの性能：()
6.5.1 電話用機器 <インターホン装置>	電話用機器：図面による
6.8.1 インターホン装置 <テレビ・FM共同受信設備>	1.インターホンの通話方式：※同時通話式・互通話式
6.24.1 アンテナ設置	1.測定用アンテナ：
6.24.4 調整及び測定 <26節～35節 共通>	1.総合調整の画像品位及び音質：
6.31.2 施工、据付け	機器の設置場所、施工区分、据付方法等：図面による
6.31.4 試験	特に行うべき試験：()
■電気編 7章 防災設備工事■	
7.2.4 副受信機・表示装置	2.表示装置の画面サイズ、表示色数、形式等の種別：図面による
7.8.3 試験用接続端子箱	試験用接続端子箱の形式等：
7.8.4 引下げ導線等の接続金物 <雷保護設備>	引下げ導線及び避雷導線の接続金物引下げ導線及び避雷導線の構造体への接続金物：
7.18.2 受雷部	1.突針支持管及び取付金具の取付： 突針と受雷部導線の接続： 3.受雷部の構成部材相互及び引下げ導線との接続： ・溶接・圧着・ねじ締め ※ボルト締め・()
7.18.3 引下げ導線	5.引下げ導線と鉄骨及び鉄筋との接続等： ・溶接・圧着・ねじ締め ※ボルト締め・()
7.18.4 接地極	1.接地システムに用いる導線： (1)各引下げ導線に接続される接地極の数：図面による (2)接地極の形状及び材質：図面による (3)接地抵抗値：図面による (4)引下げ導線と接地極の接続方法：図面による

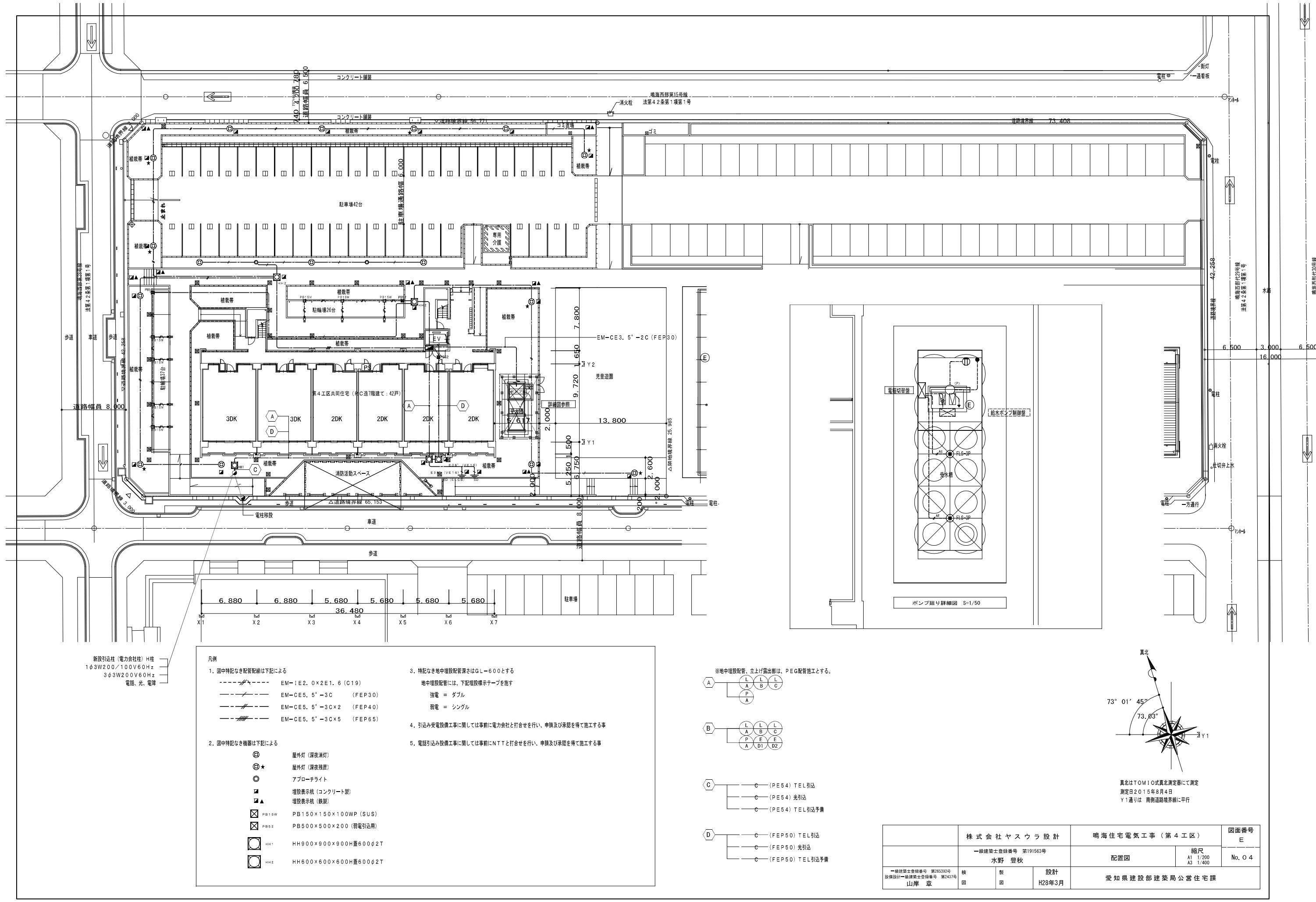
項目	特記事項			
《電気設備工事指定資材》				項目
分類	指定資材	適用範囲	品質性能基準	特記事項
照明類	蛍光灯用の安定器（高周波点灯専用形蛍光灯電子安定器）	評価名簿登載品（★1）		
	蛍光灯器具	評価名簿登載品（★2）		
	直熱灯及びH.I.D器具	★2の蛍光灯器具の評価名簿登載メーカーの製品		
	照明制御装置	評価名簿登載品		
	H.I.D安定器	JIS規格適合品または評価名簿登載品 ★1に含まれるメーカー		
	可変速運転用インバータ装置	評価名簿登載品		
	非常用照明器具	(財)日本建築センターの防災性能評定マークの表示が貼付されたもの		
	誘導灯	(財)日本電気協会（誘導灯審査委員会）の認定証票が貼付されたもの		
電線類	耐火・耐熱電線	社団法人電線総合技術センター（J.E.C.T.E.C）の認定を受けたもの		
盤類	分電盤（実験盤を含む）	評価名簿登載品		
	制御盤	評価名簿登載品		
	消防防災用制御盤	(財)日本消防設備安全センターの認定証票が貼付されたもの		
	キューピタル式配電盤	評価名簿登載品		
	高圧スイッチギヤ（CW形）	評価名簿登載品		
	高圧スイッチギヤ（PW形）	評価名簿登載品		
高圧機器	高圧交流遮断器	評価名簿登載品（★3）		
	高圧進相コンデンサ	評価名簿登載品		
	高圧限流ヒューズ	評価名簿登載品		
	高圧負荷開閉器	評価名簿登載品		
	高圧変圧器（特定機器）	評価名簿登載品		
	高圧避雷器	評価名簿登載品		
電磁開閉器類	電磁開閉器、接触器	★3の遮断器類の評価名簿登載メーカーの製品		
絶縁監視装置	高圧回路の絶縁監視装置	評価名簿登載品		
	低圧回路の絶縁監視装置	評価名簿登載品		
蓄電池	ペント形据置鉛蓄電池	評価名簿登載品		
	制御弁式据置鉛蓄電池	評価名簿登載品		
	据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池	評価名簿登載品		
直流電源装置	消防設備用	蓄電池設備認定委員会の認定証票が貼付されたもの		
交流無停電電源装置		簡易型を除く	評価名簿登載品	
自家発電装置		(財)日本内燃力発電設備協会の認定証票が貼付されたもの		
太陽光発電装置/パワーコンディショナ及び系統連系保護装置		評価名簿登載品		
通信設備	構内交換装置	(財)電気通信端末機器審査協会の認定表示があるもの		
	監視カメラ装置	評価名簿登載品		
	自動火災報知装置	日本消防検定協会の検定合格証票が貼付されたもの		
	自動閉鎖装置	(財)日本建築センターの防災性能評定マークが貼付されたもの		
	非常警報装置	日本消防検定協会の検定合格証票が貼付されたもの		
	非常放送	日本消防検定協会の認定合格証票が貼付されたもの		
	ガス漏れ警報装置	受信機、中継器	日本消防検定協会又は高压ガス保安協会の検定合格証票が貼付されたもの	
		検知器	(財)日本ガス機器検査協会の認証を受けたものまたは高压ガス保安協会の検定合格証票が貼付されたもの	
中央監視制御装置		評価名簿登載品		
	サーヴィ保護デバイス	低圧用SPD	評価名簿登載品	

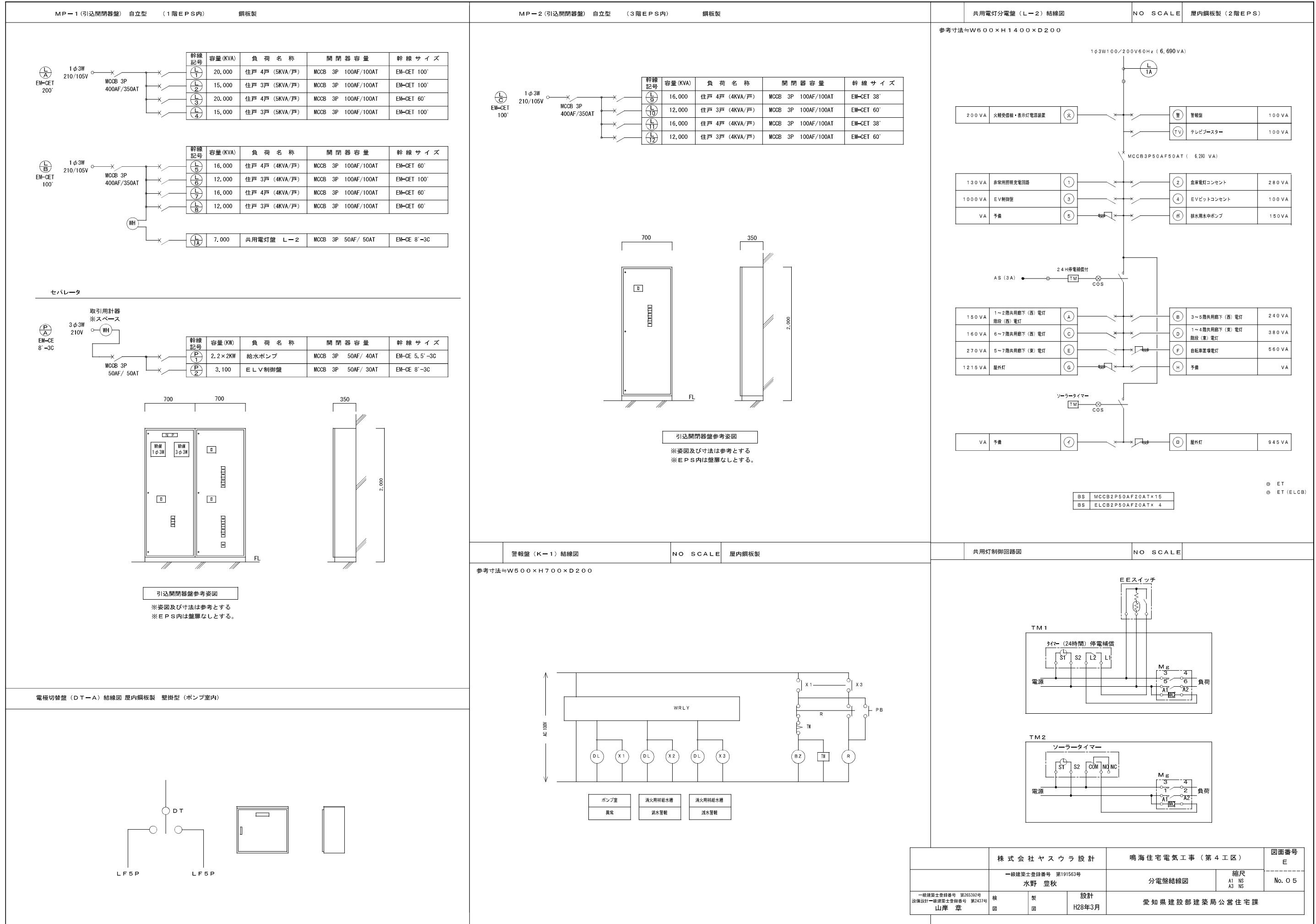
注) 本事に使用する資材・機材は、この表によるほか、公共住宅事業者等連絡協議会編集の公共住宅建設工事共通仕様書、工事特記仕様書、図面で指定された品質、性能を有するもの及び以下のものとする。

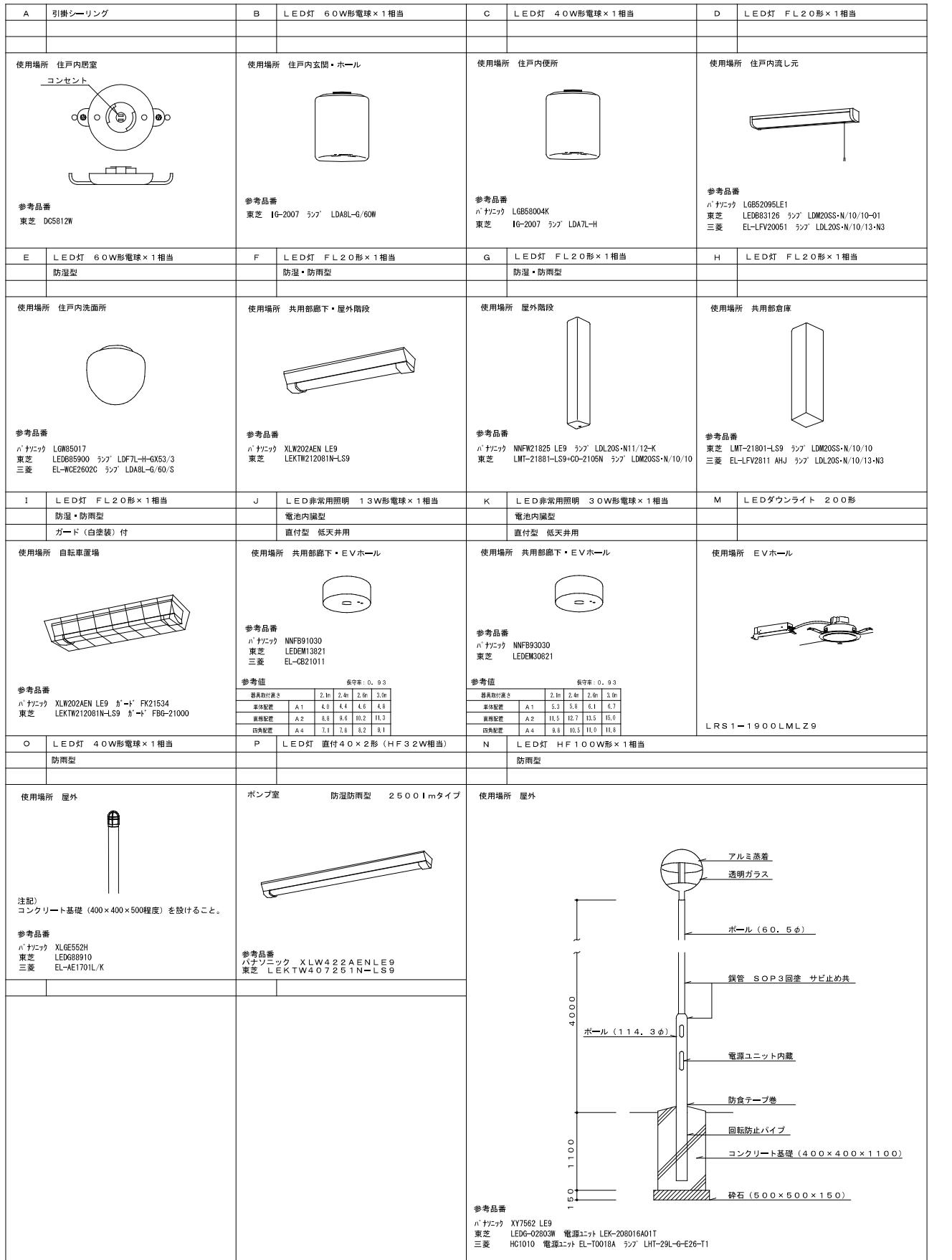
- (一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」により評価を受けた建築材料・設備機材等（「評価名簿登載品」という）。ただし、評価書の「納入地区及びアフターサービス地区」に当該工事場所が含まれる場合に限る。
- (一財)ベターリビングが認定した優良住宅部品（B.L部品）。ただし、現場においてB.Lマーク表示が確認できるものに限る。
- その他、各標準仕様書の仕様規定及び試験方法に適合することが証明書等で確認でき、監督職員の承諾を得られたもの。（定期的なリテナスが必要になる機材については、リテナス（アフターサービス）の体制についても監督職員に承諾が得られること。）

なお「評価名簿登載品」は、(一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」の評価書の写しを提出することにより、その評価を受けたこと及びメンテナンスの体制があることについて証明することができる。

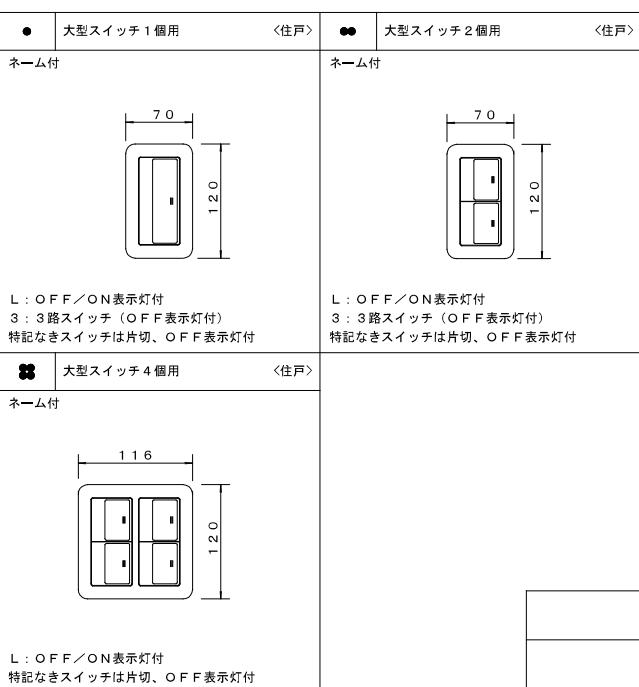
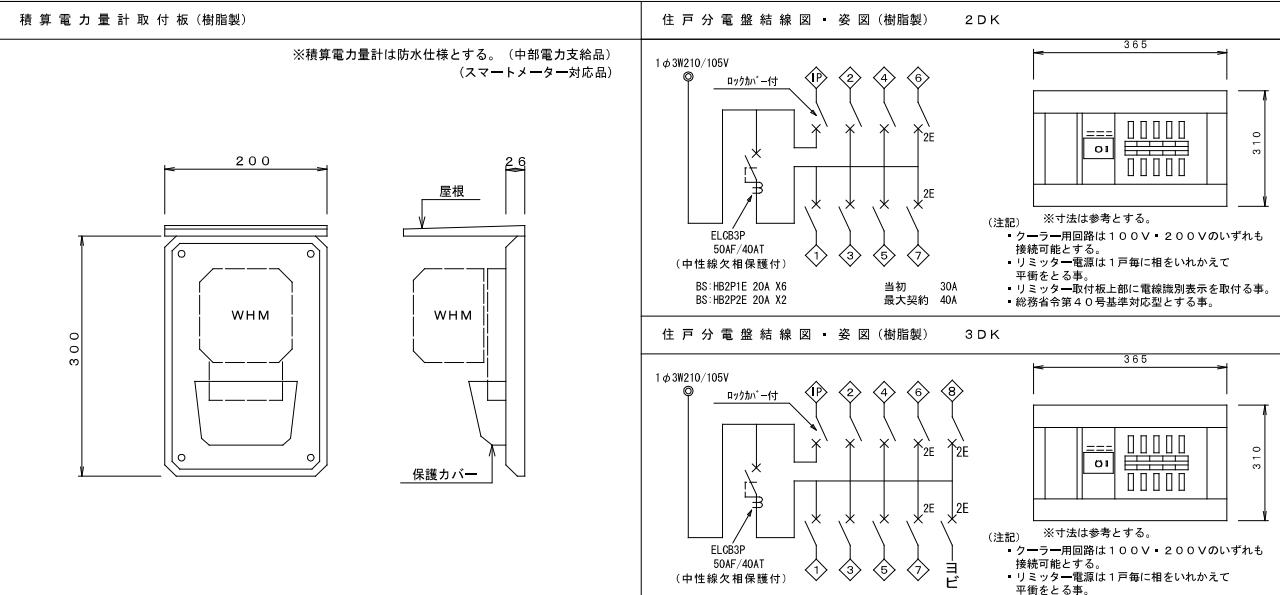
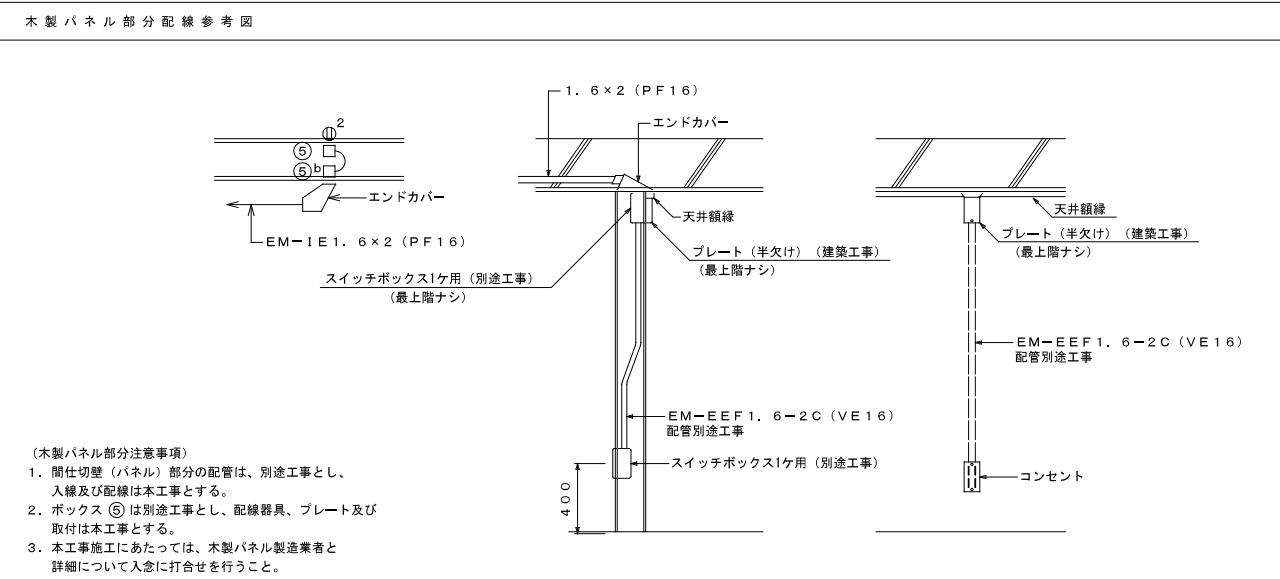
	株式会社 ヤスウラ設計	鳴海住宅電気工事（第4工区）	図面番号 No. 0 3
	一級建築士 登録番号 191563号 水野 豊秋 印	電気工事特記仕様書3／3	
	一級建築士 登録番号 第265392号 設備設計一級建築士登録番号 第2437号 山岸 章 印	検図 製図 設計 H28年3月	
愛知県建設部建築局公営住宅課			



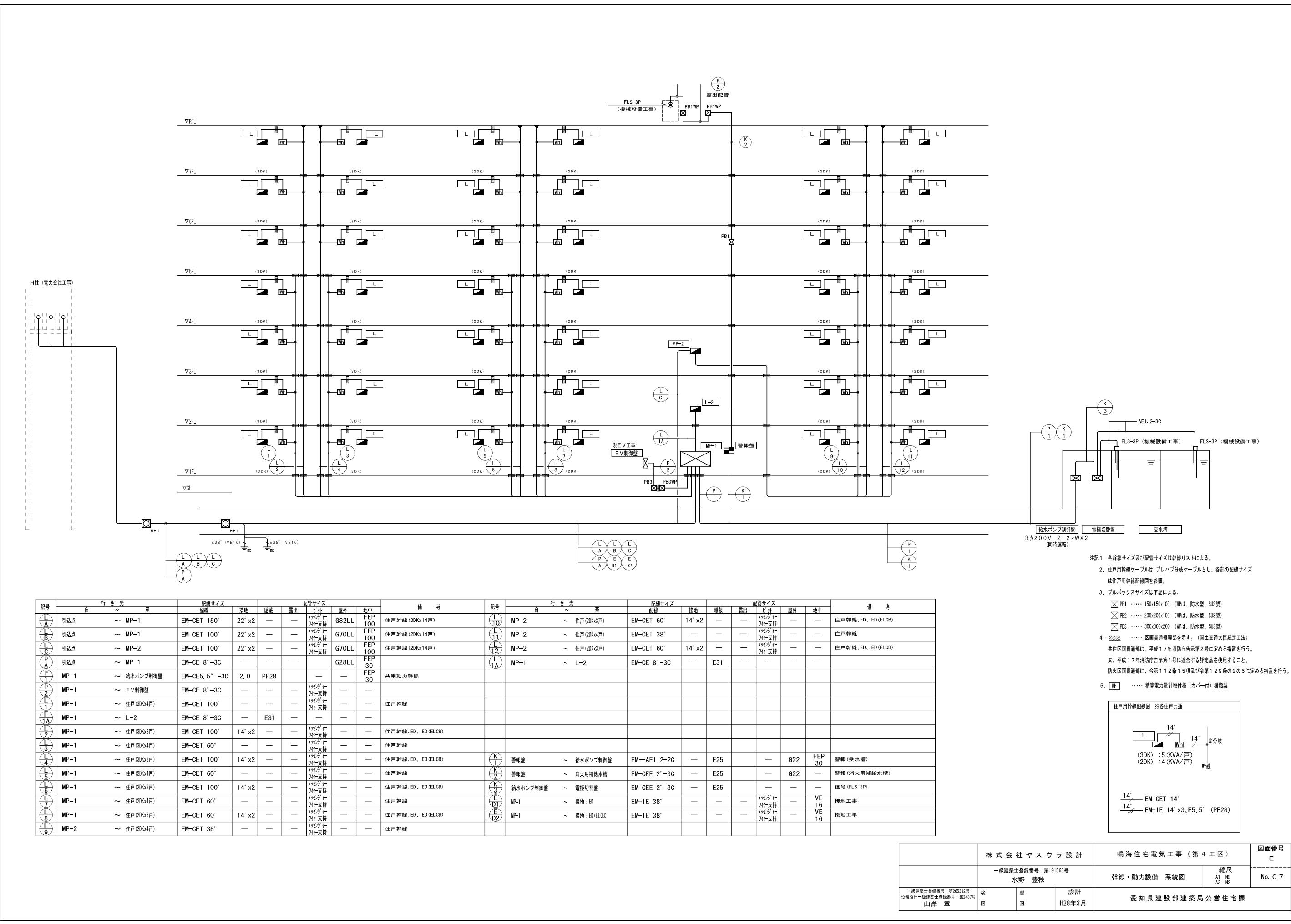


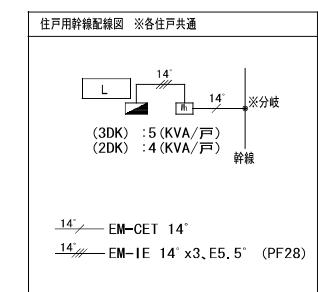
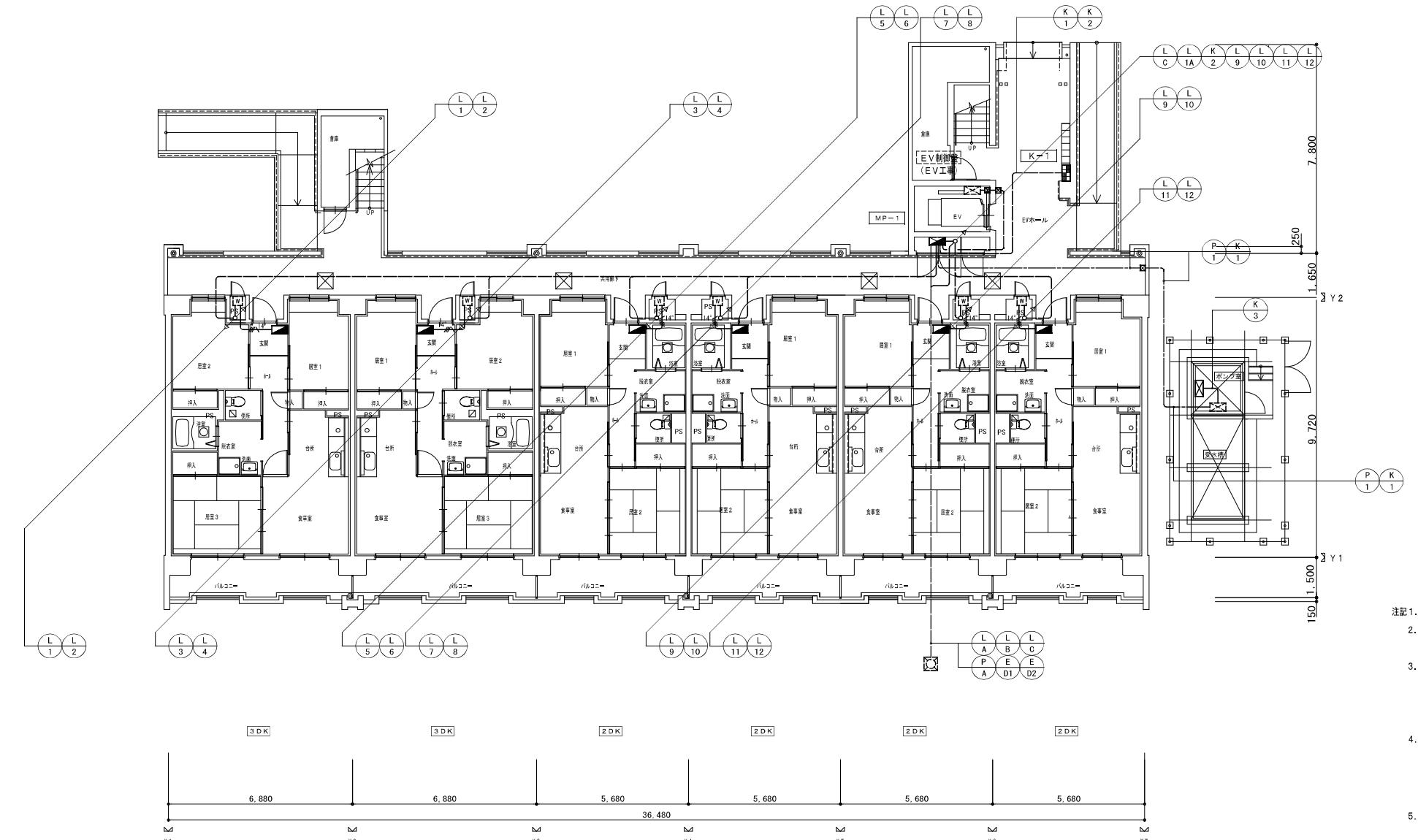


◆注記)
姿図に記入の寸法は参考とする。

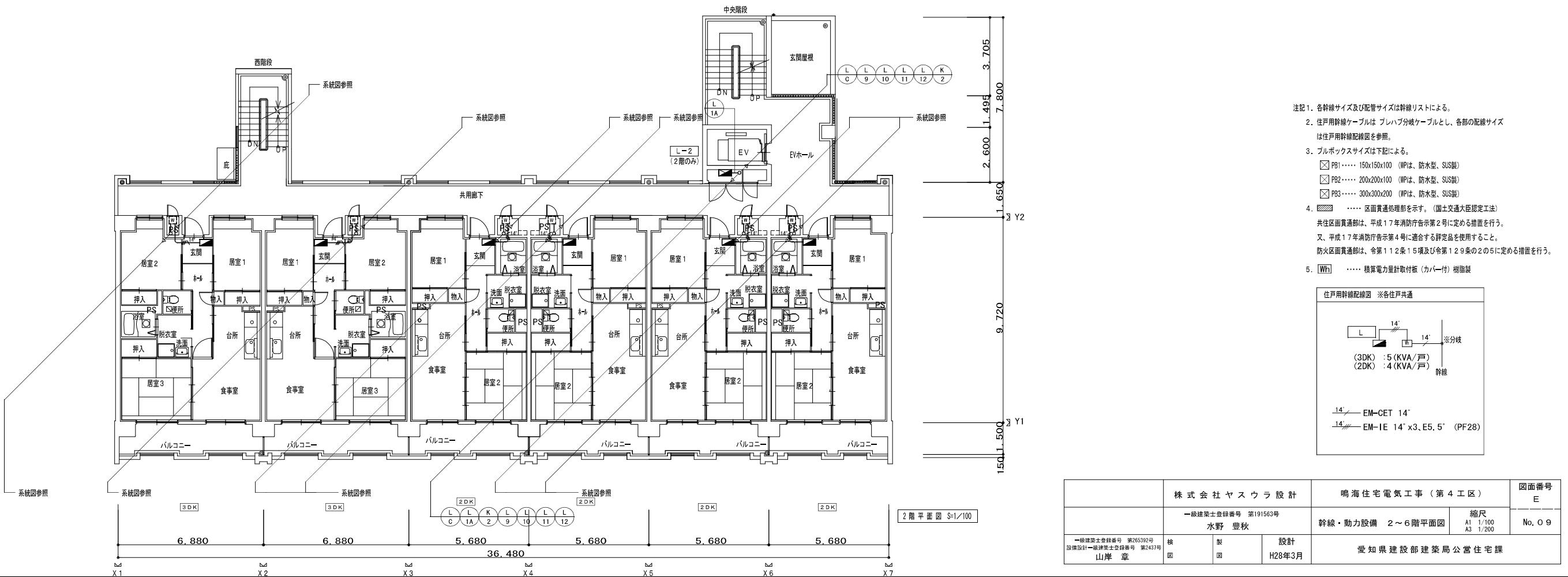
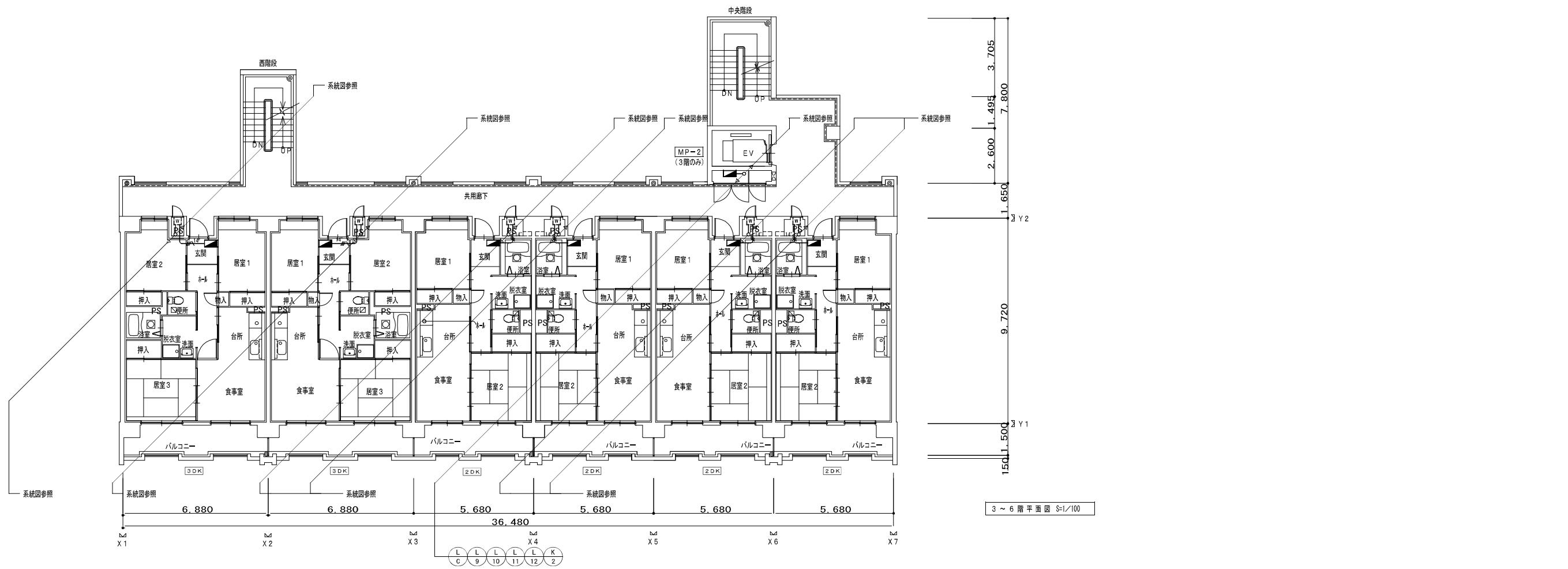


	株式会社ヤスウラ設計	鳴海住宅電気工事(第4工区)	画面番号 E
	一級建築士登録番号 第191563号 水野 豊秋		縮尺 A1 N/S A3 N/S
一般建築士登録番号 第265382号 設備設計一級建築士登録番号 第2437号 山岸 章	検 査 圖	製 圖	設計 H28年3月
	照明器具姿図・住戸分電盤結線図		愛知県建設部建築局公営住宅課 No. O 6





株式会社ヤスウラ設計	鳴海住宅電気工事(第4工区)		図面番号E
一級建築士登録番号 第191563号 水野 豊秋		幹線・動力設備 1階平面図	縮尺 A1 1/100 A3 1/200
一級建築士登録番号 第265392号 設備設計一級建築士登録番号 第2437号 山岸 章	検図	製図	設計 H28年3月



注記1. 各幹線サイズ及び配管サイズは幹線リストによる。
2. 住戸用幹線ケーブルは ブレハブ分歧ケーブルとし、各部の配線サイズ
は住戸用幹線配線図を参照。
3. フルボックスサイズは下記による。
 PB1…… 150x150x100 (WPは、防水型、SUS製)
 PB2…… 200x200x100 (WPは、防水型、SUS製)
 PB3…… 300x300x200 (WPは、防水型、SUS製)
4. …… 区画貫通処理部を示す。(国土交通大臣認定工法)
共住区画貫通部は、平成17年消防庁告示第2号に定める措置を行う。
又、平成17年消防庁告示第4号に適合する評定品を使用すること。
防火区画貫通部は、令第112条1項及び令第129条の2の5に定める措置を行う。
5. …… 積算電力量計取付板(カバー付)樹脂製

